

4 2014年、教科用図書採択に係る川崎市教育委員会会議の会議録を、その作成を担当していた教育委員会事務局総務部庶務課が同会議の音声データを消去するという事件が発生しました。市民の知る権利を奪う行為であり断じて許されません。音声データについても、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

5 「川崎市環境影響評価審議会委員」構成について、22年10月、委員構成を変更して市民7名の委員のうち、市民団体からの推薦枠5名を廃止し、残り2名について市民委員枠として公募とした。これは特定の団体と市民の声を排除することを目的としたものであり、許されるものではない。これまで通り団体枠を維持し、三者が推薦する学識経験者の委員の選任を認めるようにする。(再掲)

第十六章 気候危機打開と脱炭素政策

欧州、北米、アジアをはじめ世界各地は熱波に襲われ、山火事などの被害が発生しています。日本も災害級の猛暑が続き、熱中症で亡くなる人も相次いでいます。2023年7月、世界気象機関(WMO)は、今年7月は観測史上最も暑い月になる見通しを発表、それを受けて国連のグテレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。同時に「私たちはまだ最悪の事態を食い止めることができる」と強調し、各国政府に具体的行動を呼びかけました。気候危機打開に向けた取り組みの抜本的強化は待ったなしの状況です。

脱炭素戦略―電力部門の2035年までの脱炭素化

2022年11月、エジプトで開催されていたCOP27では、発展途上国が求めてきた気候変動による損失と被害に対応する基金を設立することで初めて合意するとともに、再生エネルギーに対し、2030年まで毎年約4兆ドルの投資が必要であることを確認しました。

22年9月の議員研修会で国連環境計画特別顧問の末吉氏は、グリーン・トランスフォーメーション(GX)につ

いて講演。「川崎市はGX競争に勝ち残れるのか」と題し、「化石燃料から自然エネルギーへ」「経済や社会の在り方を根底から作り直すこと」を提案しました。22年5月、G7では「先進国は電力部門を35年までに脱炭素化」を表明し、世界的には太陽光と風力発電を中心に進められていることを紹介しています。G7の目標である「電力部門の35年までの脱炭素化」は、川崎市にとっても喫緊の課題となっています。

重化学工業から再エネ・省エネへの産業転換

末吉氏の講演では、各国の産業構造の転換について紹介しています。EUでは2019年「EUの新しい成長戦略」として「雇用を創出しながら排出量を減らす」グリーン・ディールを推進し、投資家の資金と企業の設備投資を「脱炭素化」に集中させる金融戦略として、20年に「EUタクソノミー」を制定。イギリスはカーボン・バジェット、炭素予算を策定、ドイツは30年までに再エネ比率を80%に倍増させ、アメリカは「約48兆円という史上最大のクリーンエネルギー投資」を実施するなど、先進国は再エネ、省エネへの投資をして雇用、経済成長へとつなげる戦略をとっています。末吉氏は、川崎市の最大の課題として「重工業依存の産業構造の転換」をあげ、重化学工業から再エネ・省エネへの産業転換は「避けられない」と述べています。

川崎市の課題―発電部門のCO₂排出量をゼロに

市の課題の第1は、政令市一のCO₂排出量の川崎市では発電部門がその約半分を占め、G7の指針からいけば、発電部門の排出量1600万トン进行ゼロにする必要があること。第2は、CO₂フリーエネルギーで作った部品や製品でなければサプライチェーンから外され、製造業が存続できなくなるということ。第3は、JFEの高炉休止など臨海部で大規模な土地利用転換が求められていることです。

わが党はその解決策として、臨海部を太陽光中心に再生可能エネルギーの供給・生産拠点にすることを提案しています。臨海部の敷地の6割に太陽光パネルを設置し、風力発電を増設し、既存のバイオマス発電を合わせれば、市内の電力の7割を臨海部で賄えること。臨海部以外の地域の公共・民間施設や住宅、農地などにも太陽光パネルを設置すると市内の電力は100%再エネを供給できることが明らかになりました。このことは再エネ、省エネ、蓄電池の巨大な需要を生み出し、それらの企業の誘致につながります。また、CO₂フリーエネルギーの供給は、製造業誘致につながります。世界的な太陽光中心の再エネ、省エネへの投資の流れを見ても、臨海部を再エネ・省エ

ネの供給拠点、生産拠点にすることを検討すべきです。

再生可能エネルギーを供給する地域電力会社—今の電力料金の半額で提供

22年6月、わが党は再エネ100%供給を推進するために、工場や住宅に太陽光パネルを無償に設置する事業を提案しました。一方、川崎市も11月に環境審議会からの答申を発表し、その中で地域電力会社を設立し、民家や工場の屋根に太陽光パネルを無償で設置し、使用した電力量に応じて電気料金を請求する「PPA（電力購入契約）」にも取り組むことを表明しました。この方式について、わが党の試算では、一般家庭、工場や事業所に今の電力料金の半額で提供したとしても、PPAによる収益は年5・8億円、投資額は約6年で回収が可能という結果が出ています。

省エネ・再エネの補助金制度

東京都では省エネ・再エネを推進するための補助金制度として「断熱・太陽光住宅普及拡大事業」を実施しており、この制度を使って新築住宅への太陽光設置の初期費用も軽減する施策をとっています。4kWの太陽光を設置する場合、新築住宅には1kW当たり10万円、最大1棟あたり500万円まで。既存住宅の場合、1kW当たり12万円、最大1棟当たり600万円まで補助します。川崎市でも東京都のような省エネ・再エネ補助金制度を創設すべきです。

省エネ・再エネへの産業転換—現在の3倍の雇用を生み出す

石油から再エネへのエネルギー転換が予想され、産業も石油関連から再エネ・省エネへと大規模な産業転換が予想されます。これら再エネ、省エネ、蓄電池の関連企業を川崎市に誘致すれば、市内への投資、生産につながり、生産物は市内で消費することになります。この産業転換によって、どれだけの雇用が拡大するのか、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の目標に基づき試算しました。その結果、現在、化学・石油・プラスチックの3産業における従業者数は9500人ですが、石油・化学関連産業から省エネ、再エネによる産業転換により、10年間で省エネ関連では19000人、太陽光発電部門で16000人、あわせて35000人の雇用を生み出すとしています。現在の従業者数の3倍の雇用が生まれることとなります。

水素戦略―エネルギーの自給、電力コスト、CO₂ゼロ期限からみて見直すべき

JFE土地利用方針案では、扇島地区において「水素を軸としたカーボンニュートラルの拠点」整備を進め、輸入水素の受け入れ・貯蔵・供給の拠点を形成し、発電所への水素等供給を検討するとしています。しかし、現在、市や電力会社がすすめる天然ガスに水素を混ぜる混焼、専焼というやり方では、2050年になってもCO₂を出し続けます。さらに輸入水素の発電コストは、現時点で約100円にもなり、天然ガスの9倍、欧米の太陽光の17倍にもなり、とても現実的とは言えません。エネルギー自給率の問題でも、現在、輸入天然ガスが高騰し、エネルギーを海外に依存することが大きな問題になっています。エネルギー自給率、電力コスト、電力部門のCO₂ゼロの期限から見ても、「水素を軸としたカーボンニュートラル」は見直すべきです。

川崎市の地球温暖化対策条例

23年3月議会で、川崎市は「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を改正しました。この条例改正は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、川崎市地球温暖化対策指針基本計画を改定し、太陽光パネル等設置について、制度1で2000㎡以上の建物を新増設する建築主への設置義務を課し、制度2で2000㎡未満の建物を市内の一定量建築する事業者への設置義務を課し、制度5では事業活動地球温暖化対策計画書及び報告書制度の見直しなどの事業を導入するものです。この条例改正に向けて行われたパブリックコメントでは、多様な意見、疑問が出されました。

初期費用の負担、設置の義務化

制度2について「太陽光パネルの設置費用、維持費用及び廃棄費用の負担による課題が大きい」という意見が多数出ていますが、市は「4kwの太陽光発電設備を設置した場合、30年間の支出と収入を比較すると収入のほうが上回る試算となっており、点検・メンテナンス費用や廃棄リサイクル費用を含めても売電による収入のほうが大きいと見込んでいます」という回答でした。しかし、そうはいつても「100万円を超えるような初期費用は出せない」方もいます。答弁では「PPAモデルという初期費用のかからない手法もある」ということですので、PPAモデルを進めるべきです。「日射量、屋根面積が小さい屋根など設置してもメリットが出ないような場合はどうするか」という疑問も出ています。東京都ではこのような場合、除外措置が取られています。市も「屋根面積が狭小で

ある場合は除外することができる方向で検討する」との答弁がありましたので、ぜひその方向で除外措置を取るべきです。

市内中小企業の参入

太陽光パネルの設置義務が課される特定建築事業者は、市内に年間一定量以上の建築・供給する建築事業者としています。これでは大手ハウスメーカーに限られ、市内中小企業が参入できないという懸念もあります。東京都では「希望する事業者の任意参加」、「グループ参加も可能」としていますが、川崎市でも東京都のような措置を取るべきです。

取組計画書・報告書制度

川崎市はCO₂排出量では政令市トップであり、その7割は臨海部の電力、鉄鋼、石油関連企業の7社から排出されており、CO₂削減のためには大企業の削減こそ重要です。この7社が、どのような削減目標・計画を持ち、いつまでに実施していくのかは、川崎市のCO₂削減の要となります。市は、この7社に対してどのような削減基準や義務を課し、指導すべきです。

1 臨海部の脱炭素戦略

① IEAや先進国が掲げる「2035年までに発電部門のCO₂をゼロにする」という目標を達成するには、政令市で一番多い一のCO₂排出量の川崎市では、その約半分を占める発電部門の排出量を2035年までにゼロにすることが求められている。IEAやG7の指針からいけば、発電部門の排出量1600万トンゼロにする必要がある。目標と具体的行動を早急に示す。

② CO₂排出量の7割を占める臨海部の電力、鉄鋼、石油関連企業7社とCO₂削減目標や計画などの省エネ、再エネに向けた協定を結ぶこと。

③ 輸入水素を利用する発電は見直しをし、太陽光を中心とした再エネで2035年までに100%CO₂フリーエネルギーを供給すること。再エネ、省エネ、蓄電池などの企業を誘致して臨海部の産業転換を図ること。

2 地球温暖化防止条例について

- ① 地域電力会社について、一般家庭や工場、事業所への太陽光パネル設置まで拡大して、P P Aモデルを推進する。
- ② 初期費用の負担、設置義務について、初期費用の掛からないP P Aモデルを推進すると同時に、屋根面積が狭小の場合の除外規定を設ける。東京都のような省エネ・再エネ補助金制度を創設する。
- ③ 市内中小企業の参入について、東京都のように「希望する企業の任意参加」「グループ参加」も可能とする。
- ④ 本市の排出量の約8割を占める産業部門、特にC O₂を大量に排出する電力、石油関係などの大企業に対し、「事業活動温暖化対策計画書」による自主的な削減対策「自主的努力」では不十分である。東京都や横浜市など他都市の経験を踏まえ、事業者ごとのC O₂の排出量目標の未達成の場合の罰則も規定して削減を義務付ける。
- ⑤ 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」にもとづく、削減計画・年次報告書について、排出量の算定や基準の適合性を検証するための認証検証機関、検証するための第三者機関などを設置することにより、実効性を高める。